

「俺の MT4 に係るご注意」「店頭デリバティブ取引説明書」新旧対照表

アンダーライン：改訂箇所

新	旧
<p>1 ページ</p> <p>注意喚起文書</p> <p>俺の MT4 (店頭外国為替証拠金取引) に係るご注意</p>	<p>1 ページ</p> <p>(新設。別個となっていた注意喚起文書を本改訂より取引説明書と一体とした形式と致します。)</p>
<p>14 ページ</p> <p>6 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益から取引手数料・助言報酬及び口座管理料等の経費を差し引いた益金。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p>	<p>14 ページ</p> <p>6 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した益金(売買による差益及びスワップポイント収益から取引手数料・助言報酬及び口座管理料等の経費を差し引いた益金。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%*、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</p>
<p>17 ページ</p> <p>(13) 電磁的方法による書面の交付</p> <p>ただし、お客様から紙等の書面による交付のお申し出があった場合、郵送にて書面による交付等を行います。必要経費(約款第13条1項の取引手数料等)を申し受けます。</p>	<p>17 ページ</p> <p>(13) 電磁的方法による書面の交付</p> <p>ただし、お客様から紙等の書面による交付のお申し出があった場合、郵送にて書面による交付等を行います。必要経費(約款第12条1項の取引手数料等)を申し受けます。</p>

以上